

## 災害時の動物救護活動に関する協定書

### (趣旨)

第1条 岡山県（以下「甲」という。）と社団法人岡山県獣医師会（以下「乙」という。）は、東南海・南海地震等の大規模災害時（以下「災害時」という。）において動物愛護思想に基づく被災地の飼い主支援の観点から行う飼養動物の治療等（以下「動物救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### (協力の要請)

第2条 甲は、災害時において動物救護活動を実施する必要があると認めたときは、乙に対して協力を要請するものとする。

### (乙の行う動物救護活動)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合にあっては、自らの判断に基づき可能な範囲において被災地での動物救護活動に努めるものとする。

2 乙は、災害時において緊急を要すると判断した場合は、甲の要請の有無にかかわらず、自主的に動物救護活動を実施することができるものとする。

### (動物救護活動の準備)

第4条 乙は、災害時における動物救護活動に備え、組織内の体制を整備するとともに、物資等の備蓄及び施設等の確保に努めるものとする。

### (動物救護活動への支援)

第5条 甲は、乙が行う動物救護活動が円滑に行われるよう、可能な範囲内で支援に努めるものとする。

### (動物救護活動の終了)

第6条 乙は、災害が終息し、動物救護活動を継続する必要がないと認められる場合は、甲と協議して、動物救護活動を終了するものとする。

### (報告)

第7条 乙は、動物救護活動を実施した場合は、別に定めるところにより、その実績を甲へ報告するものとする。

### (細目)

第8条 この協定に関する細目は、別紙のとおりとする。

### (協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に關し疑義が生じた事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

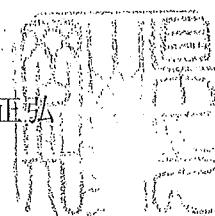
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年4月1日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 石井正弘



乙 岡山市北区下中野350-103

社団法人岡山県獣医師会

会長 唐木茂樹

